

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり



せい かつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

せい かつ ほ ご ひつよう かのうせい
生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあります。

こま とき そうだん
お困りの時はためらわずご相談ください。

か しば し ふく し じ む しよ
香芝市福祉事務所

かしばしやくしよ けんこうふくしぶ せい かつ し えん か
(香芝市役所 健康福祉部 生活支援課)

【もくじ】

1. 生活保護 ^{せいかつほご} とは	2 ページ
2. 生活保護 ^{せいかつほご} を受ける ^う 前 ^{まえ} には	2 ページ
3. 生活保護 ^{せいかつほご} の種類 ^{しゅるい}	3 ページ
4. 生活保護 ^{せいかつほご} のしくみ	4 ページ
5. 生活保護 ^{せいかつほご} を申請 ^{しんせい} されたら	5 ページ
6. 生活保護 ^{せいかつほご} を受ける ^う 方 ^{かた} に守 ^{まも} っていただくこと	5 ページ
7. 指導 ^{しどう} および指示 ^{しじ}	7 ページ
8. 病気 ^{びょうき} になったり介護 ^{かいご} が必要 ^{ひつよう} になったとき	7 ページ
9. ケースワーカーとは	8 ページ
10. 民生委員 ^{みんせいいいん} とは	8 ページ
11. 個人情報 ^{こじんじょうほう} について	8 ページ
12. 保護費 ^{ほごひ} の支給 ^{しきゅう}	9 ページ
13. 保護費 ^{ほごひ} を返 ^{かえ} してもらうことがあります	9 ページ
14. 減免 ^{げんめん} をうけられるもの	10 ページ
15. 生活保護 ^{せいかつほご} の原理 ^{げんり} と原則 ^{げんそく}	10 ページ

1. 生活保護とは

私たちの一生の間には、病気や高齢で仕事ができなくなったり、生計の中心者が亡くなったり事故にあったりするなど、いろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。

日本国憲法第25条には「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念が定められています。

生活保護は、この理念に基づき、生活に困っている人に最低限度の生活を保障するとともに、その人が自分の力で生活していけるよう経済的な援助を行うとともに、日常生活や社会生活の自立に向けて支援する制度です。また、保護を受ける人は、自分の生活のためにあらゆる努力をすることが必要です。

2. 生活保護を受ける前には

生活保護を受ける前には、次のような努力をしてください。

それでもなお最低限度の生活が維持できない場合に、生活保護法による援助が受けられることになっています。

① 働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。

② 保有している資産は、活用したり処分したりして、生活費にあててください。

預貯金・有価証券・生命保険・貴金属・土地・家屋・自動車などは、原則保有

を認められませんが一定の条件のもとに認める場合があります。

※土地・家屋は処分価値が低く住み続ける方が自立に有益な場合、自動車は

障害者の通勤、通院など特別な事情がある場合など

③扶養義務者(親や子ども、兄弟姉妹)らとよく話し合い、できるかぎりの援助を受ける努力をしてください。

※扶養義務者がいれば保護が受けられないということではありません

④年金や手当、保険など、他の法律や制度で受けられる援助があれば、すべて受けてください。

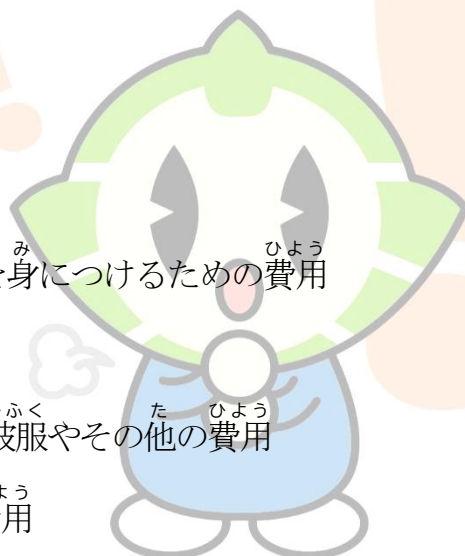
⑤暴力団員に対しては保護の要件を満たさないものとして申請を却下するなど厳正に対応します。

3. 生活保護の種類

生活保護にはつぎの8つの種類(扶助といいます)があり、その世帯の状況に

応じて、国が定めた基準(最低生活費)の範囲内で受けられます。

- | | |
|-------|---|
| ①生活扶助 | 食料費・衣料費・光熱水費など、日常生活に必要な費用 |
| ②住宅扶助 | 家賃・地代・家屋の修理などの費用 |
| ③教育扶助 | 義務教育に必要な学用品費・給食費・課外クラブの活動費など |
| ④介護扶助 | 介護保険によるサービスを受けるために必要な費用 |
| ⑤医療扶助 | 病気やけがの治療に必要な費用 |
| ⑥出産扶助 | 出産に必要な費用 |
| ⑦生業扶助 | 小規模の事業を営む費用
生計の維持に役立つ技術・技能を身につけるための費用
高校就学に必要な費用
就職するために直接必要な被服やその他の費用 |
| ⑧葬祭扶助 | 葬祭をする人の葬祭に必要な費用 |



この他、^{ほか} 臨時的な^{りんじてき} 需要^{じゅうよう} に応じるための一時的な^{いちじてき} 扶助^{ふじょ} もあります。それぞれに
要件^{ようけん} や限度額^{げんどがく} があるため事前に^{じぜん} 相談^{そうだん} してください。

・紙おむつ代^{かみ} (生活^{だいい} 状況^{せいかつじょうきよう} や病気療養^{びょうきりょうよう} のため必要な^{ひつよう} とき)

・家の賃貸契約^{いえ} の更新^{ちんたいけいやく} に必要な^{こうしん} 費用^{ひつよう} ^{ひよう}

・入学準備金^{にゅうがくじゅんびきん} (小・中学校^{しょう} の入学準備^{ちゅうがっこう} に必要な^{にゅうがくじゅんび} 費用^{ひつよう} ^{ひよう}) ※高校^{こうこう} もあります。

・医療機関^{いりようきかん} への通院^{つういん} などに必要な^{ひつよう} 費用^{ひよう}

・就労自立給付金^{しゅうろうじりつきゅうふきん} (就労^{しゅうろう} が安定^{あんてい} し保護^{ほご} を必要^{ひつよう} としなくなったときに支給^{しきゅう})

・進学準備給付金^{しんがくじゅんびきゅうふきん} (子どもが大学等^こ に進学^{だいがくとう} する際に^{しんがく} 支給^{さいしきゅう})

・就職準備給付金^{しゅうしょくじゅんびきゅうふきん} (子どもが就職^こ し自立^{しゅうしょく} する際に^{じりつ} 支給^{さいしきゅう})

4. 生活保護^{せいかつほご} のしくみ

生活保護^{せいかつほご} では、世帯^{せたい} 全員の^{ぜんいん} 収入^{しゅうにゅう} と国^{くに} が定めた^{さだ} 月^{つき} ごとの最低生活費^{さいていせいかつひ} を比べた
うえで、その不足分^{ふそくぶん} を保護費^{ほごひ} として支給^{しきゅう} することになります。

◎最低生活費^{さいていせいかつひ} は、家族^{かぞく} の人数^{にんずう} や年齢^{ねんれい} などをもとにして、国^{くに} が定めます^{さだ}。

◎収入^{しゅうにゅう} とは、その世帯^{せたい} が働^{はたら} いて得た^え 収入^{ねんきん} や年金^{てあて} 、手当^{しおく} 、仕送り^{りんじしゅうにゅう} 、臨時収入^{りんじしゅうにゅう} などを合計^{ごうけい} したものです。

◎働^{はたら} いて得た^え 収入^{しゅうにゅう} は適正^{てきせい} に申告^{しんこく} を行^{おこな} えば、収入額^{しゅうにゅうがく} に応じた^{おう} 基礎控除^{きそこうじょ} や必要経費^{ひつようけいひ} (通勤交通費^{つうきんこうつうひ} など) の控除^{こうじょ} 、20歳未満^{さいみまんこうじょ} 控除^{みと} などが認められます。

※高校生^{こうこうせい} のアルバイトによる^{しゅうにゅう} 収入^{しゅうにゅう} のうち、授業料^{じゅぎょうりょう} の不足分^{ふそくぶん} や修学旅行費^{しゅうがくりょこうひ} 、クラブ活動費^{かつどうひ} 、大学・専門学校^{だいがく・せんもんがっこう} の入学金^{にゅうがくきん} など早期自立^{そうきじりつ} に充てられると認めら
れるものは収入^{しゅうにゅう} として認定^{にんてい} しない場合があります。申告^{ばあい} するとき相談^{しんこく} し
てください。 ^{そうだん}

◆^{せいかつ ほ ご う}生活保護^{ば あ い}が受けられる場合

^{さいていせい かつ ひ} 最低生活費 ^{くに きじゅん} （国が基準を設定）	
^{せ たい ぜんたい} 世帯全体の収入	^{せい かつ ほ ご ひ} 生活保護費

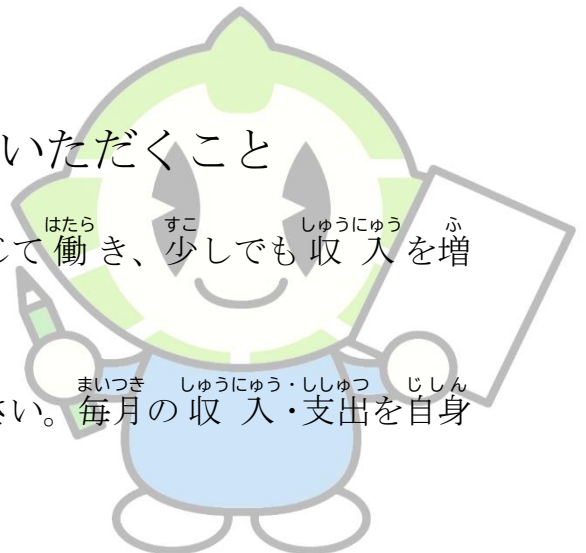
↓
^{しゅうにゅう}収入が^{さいていせい かつ ひ}最低生活費を下回るとき

5. ^{せい かつ ほ ご しんせい}生活保護を申請されたら

- ①^{どういしょ ていしゅつ}同意書を提出していただいたうえで、^{しさんちようさ}資産調査をします。
- ②^{こせきちようさ}戸籍調査のうえ、^{ふようぎむしゃ えんじょ}扶養義務者に援助の有無の調査表を送付します。
^{ちようさ}調査をすることが自立の妨げになる場合や、^{なが こうりゅう}長く交流がなく援助が期待
^{ばあい}できない場合は調査を控える場合があります。
- ③^{びようき かた}病気の方は、^{びよういん い}病院に行って検診を受けていただきます。
- ④^{ほ ご}保護の要否判定には^{しゅうかん きかん}2週間の期間がかかります。
^{ちようさ}※調査に時間を要する時は^{とき}1ヶ月近くかかる場合もあります。
- ⑤^{ほ ご}保護の要否判定までに^{びよういん}病院にいかれる方は、^{かた たんとう}担当ケースワーカーに相談
^{そうだん}してください。

6. ^{せい かつ ほ ご う}生活保護を受ける方に守っていただくこと

- ①^{かぞく}家族のなかで^{はたら}働ける人はその^{のうりよく}能力に応じて^{はたら}働き、^{すこ}少しでも^{しゅうにゅう}収入を増
^{どりよく}やすように努力してください。
- ②^{しきゅう}支給されたお金は^{かね}計画的に^{けいかくてき}消費してください。^{しゅうひ}毎月の収入・支出を自身



でしっかりと^{かんり}管理し、かけごとや^{か ど いんしゅ}過度の飲酒など、^{せいかつひ}生活費のムダをなくし、
^{せいかつ い じ こうじょう つと}生活の維持・向 上に努めてください。

③^{びょうき ひと い し いけん したが はや げんき からだ}病気の人は医師の意見に従って、早く元気な体になるよう療養してく
ださい。

④^{ひつよう ほうもん ちょうさ きよひ}必要な訪問・調査は拒否しないでください。

⑤^{じどうしゃ ほうゆう しょう げんそく みと}自動車の保有および使用は原則として認められません。

^{じ しん}自身のものでなく、^{た にんめい ぎ くるま どうよう}他人名義の車でも同様です。

⑥^{つぎ}次のことについては^{かならず とど で}必ず届け出てください。^{せたいいんぜんいん たいしょう}(世帯員全員が対象)

(1) ^{しゅうにゅう しゅうにゅうがく へんこう しんこく}収入および収入額の変更は、すべて申告してください。

・^{きゅうりよう ないしよくしゅうにゅう きゅうりようめいさいしよ}給料や内職収入など(給料明細書など)

・^{ねんきん おんきゅう しょうてあて こようほけん しゅうにゅう しはらいつうち}年金や恩給、諸手当、雇用保険などの収入(支払通知など)

・^{しおく}仕送り

・^{しょうよ ほけんきん いしやりよう りんじしゅうにゅう}賞与や保険金、慰謝料などの臨時収入

(2) ^{せいかつじょうきよう か すみ れんらく}生活状況が変わったときは、速やかに連絡してください。

・^{しゅうしょく たいしょく}就職や退職したとき

・^{せたいいん てんしゅつ てんにゅう にんしん けっこん しぼう}世帯員の転出や転入、妊娠、結婚、死亡など

・^{しんがく そつぎよう ちゅうたい}進学や卒業、中退したとき

・^{こうつうじこ}交通事故などにあわれたとき

・^{ちょうきかんるす}長期間留守にされるとき

・^{やちん ちだい か}家賃や地代が変わったとき

・^{てんきよ}転居しなければならなくなったとき

・^{た せいかつじょうきよう}その他生活状況がかわったとき



⑦ 収入の有無に関わらず、収入申告書を定期的に提出してください。

7. 指導および指示

世帯の生活の維持・向上その他保護の目的達成のために福祉事務所が行う指導や指示には従ってください。

次のような場合に、正当な理由がなく従わない場合は、保護を続けることができなくなることがあります。(保護の変更・停止・廃止)

① 働ける能力、状況があるのに働こうとしないとき

・ 病気やけがが治っても働こうとしないとき

・ 高校を卒業(中退)したのに就職しようとしていないとき

・ 病人や子供の世話が必要でなくなっても働こうとしないとき

・ 本人の健康状態などから判断して収入が少ないとき

② 活用できる資産があるのに活用しないとき

③ 病気なのに医師の意見に従わず治す努力をしないとき

④ 正しい収入の額を届け出ないとき

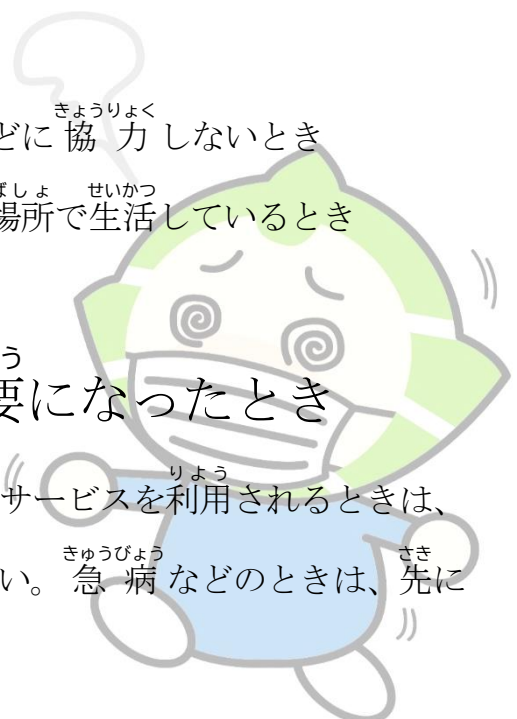
⑤ 地区担当員の訪問、調査、資料の提出などに協力しないとき

⑥ 申請した住所で継続した生活をせず他の場所で生活しているとき

8. 病気になったり介護が必要になったとき

① 病気で受診するときや介護保険による介護サービスを利用される時は、

事前に福祉事務所に来所し申請してください。急病などのときは、先に



じゅしん
受診されてもかまいませんが、^{ごじつ すみ らいしよ}後日、速やかに来所してください。

②^{おな びょうき いじょう びょういん}同じ病気で2つ以上の病院にかかることはできません。

③^{にゅういん たいいん れんらく}入院、退院をされたときは連絡してください。

④^{い し しどう したが ちりょう つと じぶんかって ちりょう ちゅうだん てんいん}医師の指導に従って治療に努め、自分勝手に治療を中断したり、転院したりしないでください。

9. ケースワーカーとは

ケースワーカーは、^{ただ ほ ご おこな}正しい保護を行うため、^{ていきてき ひつよう おう かてい}定期的および必要に応じて家庭訪問をします。また、^{ほ ご う せたい せいかつ い じ こうじょう}保護を受けている世帯の生活の維持・向上をはかるため必要な質問や助言を行います。

ケースワーカーは皆さんのよき相談相手でもあります。^{こま}困ったことや、わからないことがあれば^{えんりよ そうだん}遠慮なく相談してください。

10. 民生委員とは

^{ふくしじむしょ きょうりよくかんけい みんせいいいん}福祉事務所と協力関係にある民生委員は、それぞれの地区の^{ちく こま ひと}困ってる人たちなどの相談に応じ、福祉事務所への橋渡しの役割をしてもらっている皆さん^{みな}の身近な相談相手です。^{みじか そうだんあいて あんしん そうだん}安心して相談してください。

11. 個人情報について

ケースワーカー、民生委員には^{みんせいいいん ひみつ まもる ぎ む}秘密を守る義務があります。^{みな こじん}皆さんの個人情報^{じょうほう たにん も}を他人に漏らすことはありません。

れいがいてき かんこうちょう けいさつ と あ ばあい せいき てつづ もと
例外的に官公庁、警察などから問い合わせがあった場合は正規の手続きに基
づいて個人情報を提供する場合があります。

12. 保護費の支給

①保護費は原則として毎月5日（土曜日・日曜日・祝祭日のときは、その
ぜんじつ しきゅう
前日）に支給します。

②保護費として受け取ったお金は、税金がかかったり差押えられたりするこ
とはありません。

③決定した保護の内容に納得できないときは、決定のあったことを知った
よくじつ かぞ かげつくない ならけんちじ たい ふふくもう た しんさ
翌日から数えて3ヶ月以内に奈良県知事に対して不服申し立て（審査
せいきゅう
請求）をすることができます。

13. 保護費を返してもらうことがあります

①入院や施設への入所などにより、生活状況が変わった場合

②保護費の支給後に、収入が増えたことがわかった場合

③資産がありながら保護を受けた場合

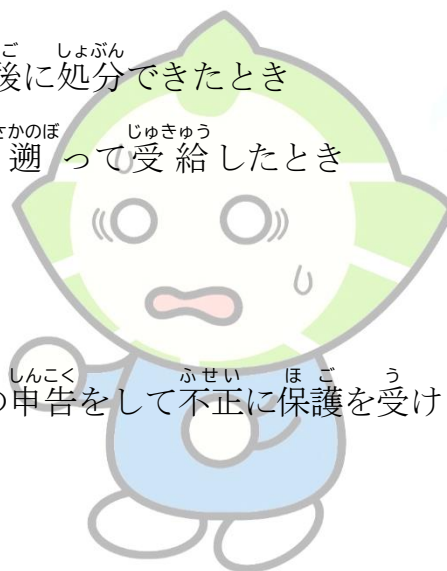
・保有資産がすぐには処分できず、保護開始後に処分できたとき

・年金・手当などをうけられなかった人が、遡って受給したとき

・交通事故の賠償金などを受け取ったとき

④不正に保護を受けた場合

収入があるのに申告しなかったり、ウソの申告をして不正に保護を受け



たりしたときは、不正に受けた保護費全部を返還していただきます。

また、このときは法律により懲役または罰金に処せられることがあります。

14. 減免をうけられるもの

生活保護を受けた場合、次の料金や税金などが免除または減額されます。

- ① 国民年金保険料 ② 市・県民税 ③ N H K 放送受信料 ④ 保育料

※①、②に関しては、窓口での手続きが必要となる場合があります。

15. 生活保護の原理と原則

生活保護制度は、次のような原理と原則によって行われます。

◎無差別平等の原理（法第2条）

生活に困ったときは、その原因が何であろうと、生活保護の要件に当てはまる時は、平等に保護を受けることができます。

◎最低生活の原理（法第3条）

生活保護法で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持できる程度に行われます。

◎保護の補足性の原理（法第4条）

生活保護は、生活に困窮するものが、生活に直接必要のない資産（たとえば預貯金、証券、株券、生命保険、土地、家、自動車、貴金属など）や、年金や手当、健康保険、雇用保険、労災保険など他制度による給付、自分たちの働く能力などを、最低生活の維持のために活用することを要件に行われます。

しんせい ほ ご げんそく ほうだい じょう
◎申請保護の原則（法第7条）

せいかつ ほ ご げんそく ほんにん しんせい おこな
生活保護は、原則として本人などからの申請によって行われます。ただし、
ほ ご ひつよう かた せいし きんきゅう じょうきょう ふくし
保護を必要とする方が生死にかかわるような緊急の状況にあるときは、福祉
じ むしよちょう はんだん ほんにん しんせい な ほ ご おこな
事務所長の判断で本人からの申請が無くても保護を行うことができます。

きじゅんおよ ていど げんそく ほうだい じょう
◎基準及び程度の原則（法第8条）

せいかつ ほ ご せたい こうせい ねんれい きょじゅうち くに さだ きじゅん
生活保護は、その世帯の構成・年齢・居住地など、国の定める基準にてらし
て、世帯の収 入 や 貯 え、資産などを活用しても、なお基準を満たすことがで
きない時に、その足りない分を 補 う 形で行われます。

ひつようそくおう げんそく ほうだい じょう
◎必要即応の原則（法第9条）

せいかつ ほ ご せたい じじょう さいていげんど せいかつ い じ ひつよう おう
生活保護は世帯の事情にあわせ、最低限度の生活の維持のため、必要に応じ
てきせつ かたち おこな
て適切な形で行われます。

せたいたんい げんそく ほうだい じょう
◎世帯単位の原則（法第10条）

せいかつ ほ ご せたい おな いえ せいかつ ひと ぜんたい たいしやう ほ ご
生活保護は世帯（同じ家に生活している人たち）全体を対象として保護が
ひつよう けつてい せたい ひとり せいかつ ほ ご う
必要かどうかを決定します。世帯のうち一人だけが生活保護を受けることはで
きません。



と あ さき
《問い合わせ先》

〒639-0251

なら けん か し ば しおうさかいちやうめ ばんち
奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

かし ば し ふく し じ む し ょ せいかつ し えん か
香芝市福祉事務所 生活支援課

でんわ
電話 0745-43-5350

たいおうじかん げつ きんようび
※対応時間は、月～金曜日の8:30～17:15です。

ど にち しゅくじつ ねんまつねんし きやうむ おこな
土・日・祝日、年末年始は業務を行っていません。

〈令和7年1月改定〉